

監事監査報告書

社会福祉法人 雄勝福祉会

理事長 西村信一 殿

私たち監事は、社会福祉法第40条及び定款第18条に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度に関する、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人雄勝福祉会の財産の状況について、平成29年5月22日に監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要施設における業務及び財産の状況を調査し事業の報告を求めました。

また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表を含む。）、貸借対照表、また、財産目録につき検討いたしました。

監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記計算書類の記載が合致しているものと認めます。
- (2) 計算書類は法令及び定款に従い、法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (5) 介護サービスでの事故が見受けられます。利用者や家族、地域の信頼につながる事ですので、緊張感をもって、同様な事案が発生しないように注意してください。職員間の検討協議に加え、第三者委員や理事会等での情報共有を図り、その報告過程からの意見・助言を大切にし、事故防止に努めてください。
- (6) ぱあとなあ・かざぐるまでの障がい福祉サービスに介護保険サービス全般で、稼働率が低下傾向にあります。施設整備費等の借入金については法人規模を活用した相互補完にありますが、長期的な収支差額の減少は避けられず、負担増を推察します。非採算部門の要因分析をしっかりと行い、事業所定員管理や職員配置、そして受入利用者の適正化を図るなど、収支バランスの改善を望みます。ただし、これによって利用者の不利益を招かないように考え、関係機関との調整を図るなどして、丁寧な対応をしてください。

なお、愛光園の収益は堅調ですが、建物設備の老朽化が懸念されます。修理等においては、将来的展望を描きながら、実施することが大切と思われます。

- (7) 次年度はなごみ会と合併したなかでスタートし、今年度の譲渡施設に加えて法人規模が更に拡大します。今後は、法人全体としての事業の方向性を一層明確に示し、共有していくことが大切となり、そのもとに職員教育・人材育成に努めてください。利用者の取り巻く状況の変化等の要因により安定した決算とはなりにくいことは理解できるものの、時代を見据えては、求められる公益性のもとに安定した経営を期待します。

事業譲渡や合併が、地域や利用者、職員にとって、将来良かったと言われるような経営基盤となりますこと、よろしくお願ひいたします。

平成29年5月29日

社会福祉法人 雄勝福祉会

監事 鈴木 大悟
監事 高階 豊太